



平成27年度の各部局主管課長会議が開催される
～社会・援護局福祉基盤課資料から～

◆今年も厚労省各部局の主管課長会議が開かれ、厚労省HPにも各種資料が公表されています。中でも社会・援護局の福祉基盤課の資料では「社会福祉法人制度改革」のほか、いくつかの重要な事項が示されています。

「社会福祉法人制度改革」については本ニュースでも既報のとおり、評議員会や公認会計士監査の義務化など、社福経営に多大な影響を与える可能性のある事項が含まれています。

内容（論点）		変更の概要
社会福祉法人制度改革	理事長・理事会等	理事長牽制・権限と義務の法定化など
	評議員会	必置化・議決機関に格上・理事との兼職禁止・理事、監事の指名権付与
	会計監査人	収益10億以上、負債20億以上の法人に義務化
	役員報酬	公表義務付け
	財務諸表の注記	関連当事者取引の注記は、取引額100万円以上
	地域貢献	要支援者に対する無料・定額サービス義務付け
	内部留保	(積立金+次期繰越活動増減差額)-控除対象財産=再投下財産額を算定、「再投下計画」作成義務付け
福祉医療機構の退職共済制度		障害者総合支援法関連事業は公的助成見直し、保育所は見直しを検討
法人認可等の権限移譲		2以上の都道府県区域で事業・・・地方厚生局から都道府県知事へ 都道府県区域で事業・主たる事務所が指定都市 ・・・都道府県知事から指定都市市長へ
新会計基準完全施行に伴う廃止通知		社援310号(旧塊茎基準)・経理規程準則・授産会計基準 その他
現況報告書		添付書類である財務諸表はエクセルでの提出義務化

評議員会はこれまで理事会の諮問機関でしたが、これが議決機関となって理事や監事の選任権を持つことになれば、役員体制や法人運営に与える影響は多大であることが予想されます。また内部留保額を一定の計算式で算定して再投下するという点も、これから詳細な議論が待たれます。

なおすでにご案内のとおり、会計監査人の設置義務化やそれに関わる事項に対する当会の今後の取組の方向性については、来週開催の4月定期研修会において取扱います。
(参考：厚労省HP)

有料老人ホーム8.8%が未届け
～厚労省第6回調査結果～

◆3月30日、厚労省老健局高齢者支援課は「有料老人ホームを対象としたフォローアップ調査」の調査結果を公表しました。これによると、届出を義務付けられている有料老人ホームに該当しながら未届けの施設は961件(全体の8.8%)、また、前払金の保全措置が講じられていない施設は117件(全体の9.3%、いずれも平成26年10月末日現在)にのぼっています。いずれもやや改善傾向にあります。しかしまだ完全とは言えない状況で、早急な指導が望まれます。この結果を受けて、厚労省は3月31日付の通知を发出し、強力な指導を自治体に求めています。
(参考：厚労省HP)

《有料老人ホームの前払金》

◇施設側から見ると「前受金」。事業者が有料老人ホームの運営を継続できなくなったときに、入居者が入居当初に支払った前払金の残余分を返済できなくなる恐れに対する保全として、老人福祉法第29条第7項で保全措置を講ずることが義務付けられている。前払金を徴収しているのは1,260件、昨年度の調査では11.7%だったものが若干改善。

認可外保育施設、利用世帯調査
～施設数、利用者数とも増加～

◆厚労省雇用均等・児童家庭局保育課は3月31日、平成25年度の「認可外保育施設の現況」及び「地域福祉事業等調査の結果」を公表しました。

これによると、認可外保育施設は7,939か所ですが、前年よりも105か所増ですが、うちベビーホテルは51か所減となっています。また入所児童総数は203千人あまりで2,476人増ですが、ベビーホテルは1,527人の減でした。

また認可外保育施設を利用している世帯では、その65.6%が「認可保育所への入所を検討したが入れなかった」と回答しており、理由として最も多かったのは「空きがなかった」でした。

本年4月から始まった新制度ですが、これらの認可保育所入園希望者を含めた待機児童の解消がどこまで進むか、来年度以降に行われる調査の結果に注目が集まるところです。

(参考：厚労省HP)